

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略
～マーケットイン輸出への転換のために～

令和2年11月30日

令和3年12月21日

令和4年5月20日

農林水産物・食品の輸出拡大のための
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 ～マーケットイン輸出への転換のために～

1. はじめに

日本の農林水産物・食品の輸出額は、2012年の約4,497億円から倍増し、2021年には、1兆円を突破した。背景には、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本の産農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加等を通じて日本の産農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化がある。その中で、国内の農林水産事業者を中心とする関係者が様々な形で輸出事業に取り組み、成果を挙げつつある。

この間、政府は、農林水産業・地域の活力創造本部に置かれた農林水産業の輸出力強化ワーキンググループにおいて、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月）を取りまとめた。また、2019平成31年4月には、農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）を設置し、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に基づき政府一体となって輸出先国・地域との規制に係る協議等を行う体制を整備するなど、輸出促進の取組を進めてきた。

さらに、これまでの輸出拡大の成果を踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定した。この目標を実現するためには、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠である。本戦略は、こうした認識の下、農林水産事業者の利益の拡大を図るとともに、輸出の拡大を実現するため、2020年12月に、農林水産業・地域の活力創造本部で決定されたところである。

今回、関係閣僚会議の議論を踏まえ、主要な輸出品目の生産から販売に至る事業者が協力して輸出に取り組む団体の認定制度の創設などを行うため、第208回国会（令和4年常会）に提出した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」が成立したこと等を受けて、2022年度に実施する施策及び2023年度以降の実施に向け検討する施策に

ついて本戦略を改訂し、その方向を決定する。

2. 輸出拡大実行戦略の基本的な考え方

日本の農林水産物・食品の輸出割合は他国と比較しても低く、国内市場依存型となっているため、これまでの輸出事業は、生産者が国内市場向けに生産した製品の余剰品を、輸出できる国だけに輸出するビジネスモデルが主流であった。しかし、そうした輸出事業では、そもそも日本の農林水産物・食品への認知度が低く、しばしば日本人と異なる嗜好を持つ海外の消費者に求められる製品は限られる。海外現地での販路も、現地が要求するスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に提供できなければ一般小売店の棚を確保できないため、日本の農林水産物・食品を積極的に調達しようとする日系・アジア系の小売店・外食等に限定されているのが実態である。さらに、輸出先国・地域の衛生検疫規制や規格基準に合わない製品は全く輸出できないため、潜在的なニーズはあっても多くの製品が輸出できていない。世界の農林水産物・食品市場が拡大する中で、輸出増のポテンシャルは高いものの、こうした壁を打破し、海外市場に商流を拓き新たな稼ぎ方を常に模索し続けなければ、拡大する海外市場に広く浸透していくことは困難である。

したがって、今後、**日本の**農林水産物・食品の輸出拡大を加速する上で最も必要なことは、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の製品を専門的・継続的に生産・輸出し、あらゆる形で商流を開拓する体制の整備である。換言すると、生産から現地販売までのバリューチェーン全体を、「プロダクトアウト」から「マーケットイン」に徹底的に転換する必要がある。

この認識の下、本戦略では、次の3つの基本的考え方に基づいて政策を立案・実行する。第一に、日本の強みを最大限に発揮すること、第二に、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しすること、第三に、省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服することである。

3. 基本的な考え方に基づく具体的施策

(1) 日本の強みを最大限に発揮するための取組

農林水産物・食品の輸出が多い、いわゆる輸出先進国では、その国が強みを持つ品目について、生産から販売までの幅広い関係連事業者によって組織化された「品目団体」が存在し、業界が一体となって、対象品目の輸

出促進に向けたプロモーション、ブランド化、品質向上のための基準作成等を行っている。

また、農産物貿易の専門部署を設置し、専門スタッフを主要な輸出先国・**地域**の大使館内又は独自の海外事務所に配置するとともに、専門的知見を有するローカルスタッフを海外事務所に長期に配置することで、品目団体等に対して継続的な支援を実施している。

他方、日本の輸出品目は、加工食品を中心に多岐にわたっており、それぞれの輸出額は小さい。これは、日本の農林水産物・食品の輸出が「国内市場向け製品の余剰品を輸出する」事業にとどまり、マーケットインによる輸出の体制が整備されていないためである。今後の輸出拡大に当たっては、海外で評価される日本の強みがある品目を中心に輸出を加速させ、その波及効果として、全体の輸出を伸ばすことを目指すべきである。このため、日本の強みを有する品目として選定した輸出重点品目について、品目毎のターゲット国・地域への具体的な輸出目標の達成に向けて、政策資源を重点的に投入する。

①輸出重点品目と輸出目標の設定

- 海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、**関係者が一体となった輸出促進活動が効果的でない**品目として、以下の28品目を**輸出重点品目**に選定した。各品目の輸出目標は、別表1にまとめた。なお、輸出重点品目以外でも、輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けるなど、輸出目標とその実行のための課題と対策を明確化する産地・事業者には引き続き適切な支援を行っていく。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏肉	
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳・乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。

果樹（りんご）	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
果樹（ぶどう）	
果樹（もも）	
果樹（かんきつ）	
果樹（かき・かき加工品）	
野菜（いちご）	
野菜（かんしょ等）※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく、香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒（日本酒）	「SAKE」は日本食のみならず各国の料理に合う

	食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本製品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

※その他の野菜（たまねぎ等）についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

②輸出重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化

- 輸出重点品目毎に、海外の市場動向や輸出環境等を踏まえ、輸出拡大を重点的に目指す主なターゲット国・地域毎の輸出目標を設定し、現地での販売を伸ばすための課題とその克服のための取組を明確化した。輸出重点品目別の輸出目標、ターゲット国・地域、国・地域別輸出目標及びその手段については、別表1にまとめた。

③品目団体の組織化及びその取組の強化

- 第208回国会（令和4年常会）において改正された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「改正輸出促進法」という。）に基づき、本戦略で定める輸出重点品目について輸出促進法を改正し、~~主要な輸出品目毎に、生産から販売に至る関係事業者を構成員とし、当該品目についてオールジャパンによる輸出促進活動を行う体制を備えた団体を、する農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）（いわゆる品目団体）として速やかに認定することを目指す。を認定する制度を創設し、当該団体による輸出拡大戦略の作成、輸出先国・地域でのニーズ調査、海外拠点の設置、販路開拓、輸出促進のための規格の策定、ブランディング、一元的な相談窓口の設置等の取組を推進する。また、国がこれらの取組に対し、立ち上げ後の一定期間を支援し、法律に基づき認定を受けた農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）（以下「認定農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）」という。）の存在価値を高める。~~
- 認定を受ける団体は、オールジャパンとして活動することが求められるため、当該品目について全国で1つの団体を想定する。
- 認定を受けた団体（以下「認定農林水産物・食品輸出促進団体」という。）は、輸出先国・地域の市場・輸入条件等の調査、商談会や見本市へのオールジャパンによる参加や、ジャパンブランドを活用し

た広報宣伝等による需要開拓、新しく輸出に取り組む事業者への情報の提供や助言等の業務を行い、業界一体となって当該品目の輸出拡大に取り組む。

- 認定農林水産物・食品輸出促進団体は、鮮度保持に必要な温度管理、輸送時の腐敗防止技術の実証・普及、輸送効率化に向けた包材等の輸出拡大に効果的な業界規格の策定に積極的に取り組む。また、将来的には、販路開拓を直接現地で実施する海外拠点の設置等、必要な取組を業界関係者ととも検討し、積極的に実施するよう努めることとする。
- 認定農林水産物・食品輸出促進団体~~(仮称)~~には、~~業界の輸出促進活動の中心となることに加え~~、将来的に自主財源を増加させ、国では行えない細やかな業界支援を行うことも期待されている。このため、認定農林水産物・食品輸出促進団体~~(仮称)~~は、~~会員の増加に加え~~、~~輸出のための取組を行う事業者から拠出金を収受し~~、輸出促進の環境整備に充てる会員等を対象とした任意のチェックオフの導入実施も含め自主財源の増加に取り組むよう努めるとともに、国は、他の輸出先進国の義務的チェックオフ制度なども参考にしながら、引き続き財源の充実強化について検討する。

④輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化

- ~~主要な輸出先国・地域において~~、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とする~~輸出支援プラットフォームを形成する~~。輸出支援プラットフォームでは、現地で食品産業等に精通した人材をローカルスタッフとして速やかに雇用・確保活用し、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する。まずは、2023年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域において輸出支援プラットフォームを立ち上げ、順次、市場として有望な重点都市に設立する。
- 輸出支援プラットフォームは、現地展開している事業者や現地の日本食レストランなどと「輸出支援プラットフォーム協議会（以下「協議会」という。）」を設け、協議会と協力して以下の取組を実施する。
 - ア 輸出先国・地域の規制、消費者の嗜好、ニーズなどを「カントリーレポート」としてまとめ、輸出を目指す事業者に必要な情報を

提供

イ 協議会を中心に「ジャパンウィーク」を開催するなど現地主導でのプロモーションを推進したり、地方公共団体によるプロモーション活動を把握し、輸出支援プラットフォームの現地ネットワークを活用して、オールジャパンでのプロモーション戦略を立案

ウ 輸出先国・地域に輸出のための現地法人などの拠点を設ける事業者を、現地広告代理店と連携した効果的な広告や販促ツールの提供、現地法律事務所と連携した法的アドバイスの提供等を通じて支援

エ 日本食レストランが増え、経営の多国籍化、ローカライズ化が進む現状を踏まえ、日本食レストラン等と連携して、日本食の普及や日本の農林水産物・食品の利用促進につながる取組を推進

オ 現地法律事務所、調査会社等を現地パートナーとし、現地市場・小売店における日本産食品の模倣品の調査や侵害対策を実施重点都市を核とする戦略的サプライチェーンを構築するため、輸出支援プラットフォームにおいて新たな規制や消費者の動向を取りまとめたカンタリーレポートを作成するほか、輸出産地との間の商流づくりや現地レストラン等の組織化を支援し、現地発の自主的な活動を強化する。

- 主要な輸出先国・地域を対象に、在外公館への農水アタッシェの配置の強化と農林水産省からJETRO、日本台湾交流協会等への委託によりJETRO海外事務所等における農林水産物・食品貿易担当官を配置し、その機能を強化する。
- 農林水産物・食品輸出本部は、輸出支援プラットフォームを活用し、輸出先国・地域の規制等に係る情報収集や現地消費者ニーズ等の海外市場分析を行い、分かりやすいポータルサイトを立ち上げるなどして、輸出産地・事業者に提供する。

主要な輸出先国・地域	プラットフォーム設置都市候補
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
EU	パリ
	ブリュッセル又はアムステルダム
ベトナム	ホーチミン

シンガポール	シンガポール
タイ	バンコク
中国	上海
	北京
	広州
	成都
香港	香港
台湾	台北

⑤ JETRO・JFOODOと認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等の連携

- JETROは、2021年10月に設立した運営審議会農林水産物・食品輸出促進分科会において、**今後も認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等**との意見交換を継続し、連携する。
 - ア **認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等**が必要とするターゲット国・地域の消費者ニーズ、商慣行、規制等に関する情報を提供するとともに、**認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等**からの委託により更なる詳細調査を実施する。
 - イ **認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等**の国・地域別戦略及び事業計画に基づき、海外見本市への出展や海外商談会の開催、国内商談会や産地へのバイヤー招へいなど、**認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等**が主体となった販路開拓への支援を強化する。
 - ウ **輸出重点品目**のターゲット国・地域において、日本産食材サポーター店や現地輸入商社、現地系流通に精通しているブローカーなど現地パートナーと連携しつつ、現地の商流構築活動の支援を強化する。
 - エ 輸出産地の要望も踏まえた上で、輸出診断、海外市場情報の提供、個別相談、ウェブマッチングなど、実状に応じたハンズオンの支援を貿易情報センター等を通じて行うとともに、ターゲット国・地域のオンライン市場の動向等を分析して情報提供するとともに、ECサイトへの出品方法のアドバイスなどを行う。
- **JFOODOは、ターゲット国・地域において海外現地の体制を強化し、拡大する海外市場の消費者向けに日本の農林水産物・食品の魅**

力を効果的に伝え、導入・消費につなげる役割を果たす。

ア○ ~~ＪＦＯＯＤＯは、~~認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等のマーケティング戦略の策定・実施を支援するとともに、認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等と連携したオールジャパンでのプロモーションを複数年にわたり継続的に実施し、その効果を最大化させる。

イ ~~また、我が国の日本の~~農林水産物・食品の価値が輸出先国・地域の消費者に正しく理解され、価値にふさわしい対価で取引される環境醸成（マーケットメイク）に取り組む。

ウ 現地ニーズに合わせ複数の輸出重点品目を組み合わせたプロモーションを進めるなど、品目横断的な取組についても展開する。

エ 「日本食ポータルサイト」の構築・充実化を図り、日本の食文化の発信体制を拡充することにより、更なるマーケットメイクに向けて、日本産食品の価値を発信する。

⑥日本食・食文化の情報発信

- 日本の食文化は世界に誇る文化遺産であり、外務省、農林水産省、国土交通省等の関係省庁は、認定農林水産物・食品輸出促進団体品目団体等の活動と連携した海外の消費者への日本の食品の調理方法、食べ方、地域の文化とのつながりの発信等を進め、インバウンドの促進と連携した訪日外国人への日本の食や食文化の理解・普及を図ることにより、日本の農林水産物・食品の市場を拡大する取組を支援する。

- (2) マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し
「プロダクトアウト」から「マーケットイン」への転換には、リスクを取って輸出向け製品の生産・輸出にチャレンジする事業者が不可欠である。
しかし、現在は、輸出向けの生産を行う産地・や事業者は少数であり、一部の事業者がマイナーな商流で輸出事業を行っているのが実態である。結果として、大ロットでの取引や海外の小売棚の長期確保は難しく、流通コストも高くなっている。この背景には、「輸出先国・地域海外の規制やニーズに対応する生産を行うには試行錯誤が必要であり、短期的には収入増につながらない」との事業者の声がある。したがって、自らリスクを取って、輸出先国・地域海外の規制やニーズに対応したマーケットイン輸出

に取り組む産地・事業者や産地等に対して、重点的な支援・環境整備を行う。

また、JAグループなどの農林漁業者団体は、自ら目標等を設定しつつ、輸出促進に主体的に取り組む、農林水産省は、これに助言を行う。

①リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援

- ~~農林中央金庫等が中心となり、リスクを取って輸出に取り組む事業者へのリスクマネーの供給を後押しし、投資を拡大するため、「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号。以下「投資円滑化法」という。)に基づき、輸出に取り組む事業者の現地法人等への投資を行う投資事業有限責任組合(LPS)の組成をはじめとした、民間金融機関等の参画を推進する。~~
- マーケットインでの輸出に向けて、「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号。以下「投資円滑化法」という。)を活用し、投資事業有限責任組合(LPS)の積極的な組成を図るとともに、アグリビジネス投資育成(株)等の投資主体による海外現地法人等への出資を促進する。
- 農林水産物・食品の輸出については、輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を有する。このようなリスクに対応するため、改正輸出促進法に基づき新たに措置する(株)日本政策金融公庫の貸付け(農林水産物・食品輸出基盤強化資金(仮称))や債務保証(スタンドバイ・クレジット)による長期・低利の設備資金、長期運転資金、海外展開に必要な資金等の積極的な活用を推進し、輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者・食品事業者等の育成を図るなど輸出事業者のチャレンジを後押しする。輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者・食品事業者等に対する新たな制度資金(農林水産物・食品輸出基盤強化資金(仮称))の創設や、民間金融機関からの借入れに対する債務保証に係る事業者の負担を軽減するための支援について検討する。
- 新たに措置された輸出事業用資産にかかる所得税・法人税の特例(割増償却)の積極的な利用を推進する。
- また、日本貿易保険(NEXI)が2022年4月に実施した、農林水産品・食品輸出向け「簡易通知型包括保険」利用の要件緩和を踏まえながら、輸出事業者の貿易保険の活用をより推進する。の活用をよ

~~り推進するとともに、輸出ニーズに合致した保険商品の充実、手続の簡素化を検討する。~~

②マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開

- 輸出先国・地域のニーズや規制に対応した産品を、求められるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に提供するとともに、農林水産事業者の利益につなげるため、リスト化した主として輸出向けの生産を行う輸出産地（都道府県や業界団体等を通じて産地の意向を踏まえた結果、これまでに28の輸出重点品目で合計1,192,287産地・事業者を公表。）に対して、輸出産地の形成に必要な施設整備等を重点的に支援する。また、水田を転換した園地や畑地を活用し、果樹や野菜等高収益作物の輸出産地の育成・展開を図る。輸出産地・事業者とは、①加工処理しない一次産品はその生産地（生産地と連携する輸出事業者を含む。）、②主原料生産地と加工施設が紐付いた加工食品は当該生産地及び加工施設・輸出事業者（輸出産地毎に、生産・流通・輸出販売に取り組む関係事業者が連携したコンソーシアムを含む。）、③製造地に地域性がある加工食品は製造地及び製造・輸出事業者を指す。なお、主原料生産地・製造地ともに地域性を持たずに輸出に取り組む事業者がいる場合には、当該事業者を輸出の担い手と位置付け、事業者間で連携した輸出の取組を促進する。
- ~~○ リスト化された輸出産地・事業者は、令和3年度中を目途に、輸出事業計画を必要に応じて策定するとともに、当該事業者の輸出の目標と、目標達成のための課題を明確にし、政府はその目標達成のための支援を行う。~~
- ~~○ より効果的な支援策につなげていくため、政府が行っている農林水産物・食品の輸出に関する補助、融資、税制などの支援策について、輸出事業計画とリンクさせる方向で検討する。~~
- 畜産物などについて、主要産地のコンソーシアム化を進めるとともに、コンソーシアムが認定農林水産物・食品輸出促進団体等品目団体と連携して、商流の構築や拡大、産地の特色を活かしたブランディング、加工食品など新商品の輸出促進等に取り組む。
- 輸出が農林漁業者等を始めとする地域の事業者の利益につながっていくことが重要であることから、事業者の実態を正確に把握するための統計的手法を検討する。

- 地方農政局等に食品**事業者企業**や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として採用するなどマーケットイン輸出に向けた産地の育成を支援する。また、農林水産省輸出・国際局にも専門人材を配置し、伴走型で支援を行う。
- 輸出産地・事業者の育成や支援に有効なGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）については、会員が6,000を**超え近くになる中で**、輸出に対する経験・規模には大きな格差があるため、GFPがマーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成に重要な役割を果たしてきていることを認識し、多様化する輸出事業者のレベルに応じたサポート、認定農林水産物・食品輸出促進団体や輸出支援プラットフォームとの連携などの機能強化を図るとともに、継続的・安定的に活動できる運営体制あり、~~登録メンバーの経験・規模に応じて有効な支援が行えるよう、支援体制の在り方を検討する。~~
 - また、GFP業務を通して得られた事業者の知識や経験の横展開、多様な事業者の創出、事業者支援を拡充する。
- 農協系統は取扱量が大きいが、輸出向けの生産を担う者が明確でなく、産地登録などに能動的に対応できていないことに加え、組合員の高齢化が進み、将来にわたる安定的な出荷が困難であったり、流通・販売体制が国内供給向けに構築されているため輸出に向けた物流が十分対応できないなどマーケットインの輸出への課題が多いが、農協系統が取り組む輸出に特化した生産体制や流通販売ルートの確立など、輸出にチャレンジする単協や組合員の取組を支援する。

③大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築

- 輸出先国・地域のニーズや規制に対応する産地が連携して取り組む大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするため、農林水産省と国土交通省との連携の下、「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」で整理した事項を実施するため、以下の措置を講じる。
 - ア 設備投資の促進
 - 輸出物流の構築に必要な設備投資を促進するため、輸出事業計画に施設設備計画を追加し、認定された計画に基づき行う施設等の整備に対し**創設した**、新たな制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称））の**創設**や所得税・法人税の特例（割増償却）の積極的な周知により利用を推進するを措置する。

また、農林水産省と国土交通省が連携し、輸出産地・事業者が港湾を活用した輸出をさらに促進するため、コールドチェーンの確保のために必要な施設等の整備を支援する。

イ 輸出物流の強化

大ロット化の推進や輸送による品質の劣化防止の観点から、輸出物流ネットワークの構築に向けた取組を進めるとともに、鮮度保持・品質管理や物流効率化を図るために必要なパレット化に適した外装サイズやコード、日本式コールドチェーン物流サービス等の規格化・標準化を進める。認定農林水産物・食品輸出促進団体系品目団体系が、物流効率化や品質確保に向けた包装資材・保管技術の開発・実装等の取組や具体的な規格等の作成などを行えることとし、国は、これを支援する。さらに、大ロットで取引されている品目に対応した効率的な輸送方法について検討する。

④輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援

- 我が国の農林水産事業者・食品事業者の利益となる海外展開の取組を整理したガイドライン（令和4年3月）を令和3年度中に作成し、令和4年度から、ガイドラインに沿って活動を行う事業者に対し、重点都市に設立する輸出支援プラットフォームを活用して、現地のビジネス慣習や法規制等に関する専門的知見について、輸出先国・地域において、アドバイスを行う支援体制を整備する。
- 海外現地法人を設立し、設備投資等を行う場合の資金供給を促進するとともに、投資円滑化法に基づき、輸出に取り組む事業者の海外現地法人等への投資を行う投資事業有限責任組合（LP S）の組成による資金供給の促進に取り組む。

(3) 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

マーケットイン輸出への転換に当たっては、海外現地での情報収集や売り込み、輸入規制等に係る政府間協議、食品安全管理、知的財産管理、流通・物流整備、研究開発など様々な関連分野で、政府による環境整備が不可欠である。例えば、海外でニーズがあるにも関わらず、日本からの輸入が規制されている、輸出先国・地域海外の規制に対応する国内の加工施設が少ない等の理由により輸出できない産品は依然として多い。また、輸出先国・地域における規制措置は強化される方向にあり、国内事業者がその

都度対応を求められることがある。さらに、優れた産品を有しているにも関わらず、植物品種や家畜遺伝資源が流出し、海外事業者が利益を享受して、国内事業者の利益につながっていないケースもある。こうした輸出の障害を克服するため、政府一体で取り組む体制の整備を含めた取組を効果的に推進する。

①輸出先国・地域における輸入規制の撤廃

- 放射性物質に係る日本産農林水産物・食品への輸入規制については、2021年にイスラエル、シンガポール及び米国で規制が撤廃されたところであり、規制撤廃に向けて国内手続を開始した英国を含め、規制を維持している14の国・地域における規制の早期撤廃に向けて、外務省、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁が農林水産物・食品輸出本部の下で政府一体となって、各国・地域に対し、あらゆる機会を捉え、より一層働きかけていく。
- また、**輸出**重点品目を中心に、規制導入に関する情報を現地で早期に収集し、国内に提供する体制を整えるとともに、輸出の障害となる輸出先国・地域の規制の撤廃等に向け、農林水産物・食品輸出本部の下で政府一体となって協議を行う。特に市場規模が最も大きい中国について、あらゆる機会を捉えて、放射性物質に係る輸入規制の撤廃や牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大等を目指す。

②輸出加速を支える政府一体としての体制整備

- **改正輸出促進法に基づき、国の登録を受けた民間検査機関（登録発行機関）による輸出証明書の発行が認められるよう関係国との協議を推進する。輸出に際し、輸出先国・地域から衛生証明書等の輸出証明書の発行を求められるケースが増えている中、輸出先国・地域との交渉を通じて民間検査機関が輸出証明書の発行を行うことができる場合も出てきていることから、輸出促進法を改正し、登録発行機関（仮称）による輸出証明書の発行の規定を置くことを検討する。**
- **輸出物流の効率化・高度化を図り、地方の港湾・空港を活用するため、ワンストップで輸出が行えるような手続の仕組みを検討する。**
- **輸出証明書発行給の電子化について、当面の取組として、現在電子メールで輸出証明書の送付を行っている事例を他の国・地域でも適用できるように、輸出先国・地域に働きかけるとともに、オンライン**

で完結される手続の1つとして、証明書発行手数料のオンライン納付の仕組みを検討する。

- 中国において、輸入される食品の製造等を行った事業者企業の登録を求める企業登録に関する規定が2022年1月から施行されたが予定であることを踏まえ、引き続き、対象品目について、中国政府に対し速やかな企業登録を行うとともに、規定の詳細について調整及び照会を進めながら、事業者に必要な情報提供を行い、中国向け輸出に混乱が生じないように対応する。
- 植物検疫の輸出検査事務について、輸出事業者の多様なニーズに応じた輸出検査の実施を可能とするため、国際基準で認められ、諸外国でも行われている手法である第三者機関の活用を可能とすることを検討する。
- ~~○ 規制の撤廃等に向けた輸出先国・地域との協議や、輸出先国・地域の基準に適合した施設認定等の進捗状況を踏まえつつ、輸出促進法に基づく実行計画の見直しを行う。~~
- ~~あわせて、~~海外の残留農薬等の基準に対処できるよう、当該基準に適合した防除体系や有機栽培への転換等を進めるほか、減農薬栽培や天敵農薬といった技術、抵抗性品種等の開発を推進するとともに、これらの研究開発に資するよう品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題の把握を行う。
- ~~世界的にオーガニックなどの持続性に配慮した食品の需要が高まっており、令和3年5月に決定された「みどりの食料システム戦略」に基づき、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、世界的に持続可能な社会への意識が高まり、多くの消費者が環境に優しい産品を求める中、各国とも化学農薬等の使用削減や有機農業の拡大等に力を入れているため、マーケットインの発想に基づき、「みどりの食料システム戦略」、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」（令和4年法律第37号）に基づく取組を進め、海外の消費者が求める有機食品等へのニーズに戦略的に対応していくとともに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を2050年までに25%（100万ha）に拡大し、有機産品の供給を増大する。~~
- ~~○ また、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を~~

~~追加する方向で検討するとともに、JAS規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉（同等性交渉）を進める。~~

- 海外における日本のブランド製品の模倣品等の流通を防ぐため、国内におけるGI登録申請の促進に加え、中国とのGIの相互保護の枠組みづくり等の相互保護に係る交渉を進める。

③輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援

- 輸出先国・地域の規制に対応するためのHACCP対応施設などの整備目標（別表2）の達成に向けて、計画的な施設整備に対する支援を行うとともに、厚生労働省及び農林水産省が連携し、輸出促進法に基づく適合施設の認定を迅速に行う。また、個々の施設整備は、各輸出産地が認定を受ける輸出事業計画に反映し、施設整備を具体的な輸出につなげる。
- 加工食品の輸出対応に必要な製造ラインの構築や機器整備、トレーサビリティ確保のためのIT化等に必要な設備投資を促進するため、輸出事業計画に施設設備計画を追加し、認定された計画に基づき行う施設等の整備に対し~~創設した~~新たな制度資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称））の創設や所得税・法人税の特例（割増償却）の積極的な周知により利用を推進するを措置する。
- 地域の中小食品事業者等企業については、単独では輸出先の発掘や大ロットの輸出、棚の確保を行うことが困難であるため、地域の食品事業者等企業の協業の推進により、このような課題の克服を目指す。このため、共同で輸出事業計画を策定し、関係者が連携して取り組む海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を支援する。
- 加工食品の輸出の大きな障害である食品添加物規制については、引き続き、輸出先国・地域に対する食品添加物の認可申請を支援するとともに、早急に輸出を増加させる観点から、輸出先国・地域の規制に合った食品添加物の代替利用を促進するため、現状把握や代替品の調査を行うとともに、食品添加物規制に対応した新商品の開発を支援する。
- 輸出先国・地域の食品添加物規制等に対応した加工食品の製造を促進するため、地域の中小事業者が連携して輸出に取り組む加工食品クラスターの形成を支援する。
- 第208回国会（令和4年常会）において改正された「日本農林規格

等に関する法律」(昭和 25 年法律第 175 号)に基づき、有機加工食品の J A S 規格に有機酒類を追加し、有機農産物加工食品について既に同等性を相互承認している米国や E U 等と有機酒類の認証の同等性交渉を進める。

④日本の強みを守るための知的財産対策強化

- 農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産について、「不正競争防止法」(平成 5 年法律第 47 号)の営業秘密を保護する枠組みを活用できるよう、令和 3 年度中に農業分野固有の取引慣行等を踏まえた営業秘密の管理方法等を整理した「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」の現場での導入・活用を促進するを作成する。
- 植物品種について、「種苗法」(平成 10 年法律第 83 号)に基づく登録品種の海外持出制限や登録品種の増殖の許諾制等を活用し、育成者権者による品種の適切な管理により海外流出防止を進めるとともに、海外での侵害に対しても権利行使ができるよう海外での育成者権の取得や侵害対策を支援する。
- 種苗法に基づく種苗の海外流出防止を実効的に実施するため、植物新品種の育成者権者の信託を受けて、育成者権等の知的財産権を管理・保護する育成者権管理機関の設立を検討する。
- 模倣品対策を効率的・効果的に行うためには、海外における知的財産権の確立などの積極的な対応と、出願状況や市場を監視し、冒認商標や模倣品を発見次第、必要な対策を適時的確に講じる対応の両面が必要になるため、輸出支援プラットフォームを活用し、輸出先国・地域の知的財産制度や司法制度に詳しい現地法律事務所などと契約し、継続的にかつ速やかな模倣品の監視・調査、排除等による知的財産保護の取組を強化する。
- 和牛遺伝資源について、「家畜改良増殖法」(昭和 25 年法律第 209 号)に基づき、2021 令和 3 年度に実施した全国の家畜人工授精所への法令の遵守状況に係る調査結果等を踏まえ、2022 令和 4 年度中に、立入検査の実施等により指導内容の徹底を図り、更なる流通管理の適正化を推進する。
- 日本の農林水産物・食品の輸出促進に資する J A S 規格を選定し、戦略的に国際標準化に取り組むなど、日本の規格・標準の国際標準化に取り組む官民の体制を強化する。

~~(4) 新たな取組を実現するための法制度の見直し~~

~~①輸出促進法等の改正~~

~~○ 輸出促進法を改正し、以下の1から4までの内容を措置することを検討する。~~

~~1 農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）の認定制度の創設~~

~~・ 輸出先国・地域でのニーズ調査やブランディングなどの市場の開拓等を実施する法人を申請に基づき認定する仕組みを創設する。認定を受けた農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）は、輸出促進のための規格の策定や任意のチェックオフも実施することができることとする。~~

~~・ 輸出促進法に基づく基本方針の記載事項に、農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）の支援の方針を位置付ける。~~

~~2 輸出事業計画に対する支援の拡充~~

~~・ 輸出事業計画の追加的記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を規定する。~~

~~・ 輸出事業計画の認定を受けた者が輸出事業を実施するために必要な資金の貸付けに関する株式会社日本政策金融公庫の業務の特例（資金用途の追加、長期の償還期限）等を措置する。~~

~~3 民間検査機関による輸出証明書の発行~~

~~・ 国が登録した民間検査機関（登録発行機関（仮称））が輸出証明書の発行を行えるよう措置する。~~

~~4 輸出促進に関する基本方針の記載事項の追加~~

~~・ 農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）の支援に関する事項を追加する。~~

~~・ JAS規格の同等性承認の交渉及びG-Iの相互保護に関する事項を追加する。~~

~~○ JAS法を改正し、以下の内容を措置することを検討。~~

~~・ JAS規格の制定の対象に有機酒類を追加し、同等性の承認を活用した有機酒類の輸出を拡大する。~~

- ・~~認定農林水産物・食品輸出促進団体（仮称）が同等性承認の交渉を求めた場合の国の責務を明確化する。~~
- ・~~外国政府に予め登録された登録認証機関に対し、事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関から提供される仕組みを導入する。~~

②農林水産物・食品の輸出拡大に関連した植物防疫法の改正

- ~~農林水産物・食品の輸出拡大に関連して、「植物防疫法」（昭和25年法律第151号）を改正し、輸出検疫が必要な植物等の輸出に当たり、農林水産大臣の認定を受けた者（第三者機関）が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することができることとする。~~

③金融・税制による幅広い支援

- ~~輸出に特化した新たな公庫資金として、農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）を創設し、認定された輸出事業計画に基づき行う輸出事業に必要な施設整備に加えて、長期運転資金や海外子会社への転貸に用途を拡充するとともに、償還期限を25年以内とする。~~
- ~~認定された輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）を措置する。~~

(4) (5) 国の組織体制の強化

上記の取組を実行するため、農林水産省輸出・国際局において、既存の施策の見直しも含め、輸出拡大のための施策を強力に推進するとともに、政府全体の司令塔組織である農林水産物・食品輸出本部の運用等を通じて、同局を中心として、輸出関連施策を政府一体となって実施する。

また、~~同輸出・国際局~~は、農林水産省の輸出関係予算を一元的に管理し、~~日本の~~農林水産物・食品の輸出拡大に資するものとなっているかをチェックするとともに、輸出に向けた具体的な成果目標を設定し、その執行においては、具体的な輸出拡大につながっているか不断の検証と見直しを行う。

なお、組織として知見が的確に蓄積され効果的な施策が継続して実施されるような体制を整備するとともに、知見と専門性を有する職員を育成する。